

議案第 86 号

海老名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

海老名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務が準法定事務に定められたことに伴い、所要の改正を行いたいため

海老名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

海老名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

別表の 5 の項中「（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）」を削り、同表の 6 の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。